

様式集

(宛先) 浦安市長 内 田 悦 嗣

住 所

氏 名

浦安市地籍調査事業に係る要望書

《土地所有者名》

《所 有 地 番》 浦安市

《電 話 番 号》 (携帯電話等、できるだけ日中連絡がつく番号)

《確認・同意事項》

- ①地籍調査事業の開始は、予備調査の対象となっていた街区内の全ての土地所有者から本要望書が提出された場合で、市が新たに実施できるものと判断したときに、検討されることとなります。
- ②新たに浦安市地籍調査事業を実施するに当たっては、その時点での土地所有者が誰なのかに関する調査や、各関係機関との協議等を行う必要があるため、要望書が全て整ったとしても、直ちに事業を再開できるものではありません。
- ③新たな浦安市地籍調査事業の実施が決定されて以降、近接地の土地所有者が、市の作成した境界復元案への同意を覆した場合、その土地に接する全ての土地が、筆界未定として登記されます。土地の譲渡や相続等に伴って同意が覆された場合も同様です。
- ④要望書の提出に関して、市が土地所有者に関する情報を開示することは一切ありません。
- ⑤提出された要望書が土地所有者本人によるものであることや、ご記入頂いた内容の確認をするため、市からご連絡させて頂く場合があります。

私は、上の土地に関して、上の①～⑤、及び浦安市が地籍予備調査で作成した境界復元案に記載されている全ての筆界点(民地境界及び道路境界)について、確認及び同意したうえで、浦安市地籍調査事業を新たに実施することの検討を開始するよう、

要望します

要望しません

※いずれにもチェックがない場合、要望書の提出は、無効となります。

令和2年6月1日

本状作成日をご記入ください。

(宛先) 浦安市長 内田悦嗣

地番表示ではないもの(通常の住所)をご記入ください。

住所 浦安市猫実一丁目1番1号
氏名 浦安太郎

浦安市地籍調査事業に係る要望書

《土地所有者名》 浦安太郎

所有地番をご記入ください。

《所有地番》 浦安市

《電話番号》 ×××-××××-××××(携帯電話等、できるだけ日中連絡がつく番号)

《確認・同意事項》

- ①地籍調査事業の開始は、予備調査の対象となっていた街区内の全ての土地所有者から本要望書が提出された場合で、市が新たに実施できるものと判断したときに、検討されることとなります。
- ②新たに浦安市地籍調査事業を実施するに当たっては、その時点での土地所有者が誰なのかに関する調査や、各関係機関との協議等を行う必要があるため、要望書が全て整ったとしても、直ちに事業を再開できるものではありません。
- ③新たな浦安市地籍調査事業の実施が決定されて以降、近接地の土地所有者が、市の作成した境界復元案への同意を覆した場合、その土地に接する全ての土地が、筆界未定として登記されます。土地の譲渡や相続等に伴って同意が覆された場合も同様です。
- ④要望書の提出に関して、市が土地所有者に関する情報を開示することは一切ありません。
- ⑤提出された要望書が土地所有者本人によるものであることや、ご記入頂いた内容の確認をするため、市からご連絡させて頂く場合があります。

私は、上の土地に関して、上の①～⑤、及び浦安市が地籍予備調査で作成した境界復元案に記載されている全ての筆界点(民地境界及び道路境界)について、確認及び同意したうえで、浦安市地籍調査事業を新たに実施することの検討を開始するよう、

要望します

要望しません

※いずれにもチェックがない場合、要望書の提出は、無効となります。

令和 年 月 日

(宛先) 浦安市長 内 田 悦 嗣

住 所
氏 名

浦安市地籍調査事業に係る意向表明書

記

《土地所有者名》

《所 有 地 番》 浦安市

《電 話 番 号》 (携帯電話等、できるだけ日中連絡がつく番号)

私は、上の土地に関して、裏面に記載されている①～⑦、及び浦安市が地籍予備調査で作成した境界復元案に記載されている全ての筆界点(民地境界及び道路境界)について、確認及び同意したうえで、浦安市地籍調査事業を新たに実施することの検討を開始するよう、

要望します

要望しません

※いずれにもチェックがない場合、要望書の提出は、無効となります。

- ①地籍調査事業の開始は、予備調査の対象となっていた街区内の全ての土地所有者から本意向表明書が提出された場合で、新たに実施できるものと市が判断したときに、検討されることとなります。
- ②新たに浦安市地籍調査事業を実施するに当たっては、その時点での土地所有者に関する調査や、各関係機関との協議等を行う必要があるため、意向表明書が全て整ったとしても、直ちに事業を再開できるものではありません。
- ③予備調査の段階で市が作成した境界復元案は、その時点で把握した土地所有者の全員について、土地の面積が、登記に記載されているものよりも減少することがないように作成されています。
しかし、境界復元案が作成された以降に分筆や合筆等を行っている場合は、新たな地籍調査事業が行われた結果、登記簿に記載されている面積よりも減少する可能性も考えられます。
- ④市が作成した境界復元案に記された境界点に対するペイントによる表示やプレート設置は、新たに浦安市地籍調査事業を実施する際に行われるものです。そのため、意向表明書を提出する段階で市が行うことはありません。
意向表明書を提出するかどうかを検討するために必要である場合は、土地所有者ご自身の負担で行う必要があります。
- ⑤新たな浦安市地籍調査事業の実施が決定されて以降、近接地の土地所有者が、市の作成した境界復元案への同意を覆した場合、その土地に接する全ての土地が、筆界未定として登記されます。土地の譲渡や相続等に伴って同意が覆された場合も同様です。
- ⑥意向表明書の提出に関して、市が土地所有者に関する情報を開示することは一切ありません。
- ⑦提出された意向表明書が土地所有者本人によるものであることや、ご記入頂いた内容の確認をするため、市からご連絡させて頂く場合があります。

令和2年6月1日

本状作成日をご記入ください。

(宛先) 浦安市長 内田悦嗣

地番表示ではないもの(通常の住所)をご記入ください。

住所 浦安市猫実一丁目1番1号

氏名 浦安太郎

代理人の場合は、「代理人」という肩書を記入のうえ、「代理人の氏名」を記載してください。

浦安市地籍調査事業に係る意向表明書

記

代理人の場合でも、ここはご本人の氏名の記載をお願いします。

《土地所有者名》 浦安太郎

《所有地番》 浦安市猫実**番

所有地番をご記入ください。

《電話番号》 ×××-××××-××××(携帯電話等、できるだけ日中連絡がつく番号)

私は、上の土地に関して、裏面に記載されている①～⑦、及び浦安市が地籍予備調査で作成した境界復元案に記載されている全ての筆界点(民地境界及び道路境界)について、確認及び同意したうえで、浦安市地籍調査事業を新たに実施することの検討を開始するよう、

要望します

要望しません

※いずれにもチェックがない場合、要望書の提出は、無効となります。

- ①地籍調査事業の開始は、予備調査の対象となっていた街区内の全ての土地所有者から本意向表明書が提出された場合で、新たに実施できるものと市が判断したときに、検討されることとなります。
- ②新たに浦安市地籍調査事業を実施するに当たっては、その時点での土地所有者に関する調査や、各関係機関との協議等を行う必要があるため、意向表明書が全て整ったとしても、直ちに事業を再開できるものではありません。
- ③予備調査の段階で市が作成した境界復元案は、その時点で把握した土地所有者の全員について、土地の面積が、登記に記載されているものよりも減少することがないように作成されています。
しかし、境界復元案が作成された以降に分筆や合筆等を行っている場合は、新たな地籍調査事業が行われた結果、登記簿に記載されている面積よりも減少する可能性も考えられます。
- ④市が作成した境界復元案に記された境界点に対するペイントによる表示やプレート設置は、新たに浦安市地籍調査事業を実施する際に行われるものです。そのため、意向表明書を提出する段階で市が行うことはありません。
意向表明書を提出するかどうかを検討するために必要である場合は、土地所有者ご自身の負担で行う必要があります。
- ⑤新たな浦安市地籍調査事業の実施が決定されて以降、近接地の土地所有者が、市の作成した境界復元案への同意を覆した場合、その土地に接する全ての土地が、筆界未定として登記されます。土地の譲渡や相続等に伴って同意が覆された場合も同様です。
- ⑥意向表明書の提出に関して、市が土地所有者に関する情報を開示することは一切ありません。
- ⑦提出された意向表明書が土地所有者本人によるものであることや、ご記入頂いた内容の確認をするため、市からご連絡させて頂く場合があります。

委任状

代理人（受任者）

住所：_____

電話：_____

氏名：_____

※法人にあつては名称及び代表者の職及び氏名

土地所有者から見た、代理人との関係：_____

※（例：所有者「A」の子「B」が代理人となる場合には、「子」と記入

私は、上記の者を代理人と定め、

所有地番 浦安市 _____ に係る以

下の権限を委任する

- ・浦安市地籍調査事業に係る要望書及び意向表明書に関する
意思表示

令和 年 月 日

土地所有者（委任者）

住所：_____

氏名：_____

※法人にあつては名称及び代表者の職及び氏名

委任状

代理人（受任者）

土地所有者に代わって手続きを行う方（代理人）の情報をご記入ください。

住所：浦安市猫実×丁目×番×号

電話：047-351-1111

氏名：浦安花子

※法人にあつては名称及び代表者の職及び氏名

土地所有者から見た、代理人との関係： 妻

※（例：所有者「A」の子「B」が代理人となる場合には、「子」と記入

私は、上記の者を代理人と定め、

所有地番をご記入ください。

所有地番 浦安市 猫実**番 に係る以

下の権限を委任する

- ・浦安市地籍調査事業に係る要望書及び意向表明書に関する意思表示

本状作成日をご記入ください。

令和2年6月1日

委任者本人が自書してください。

土地所有者（委任者）

住所：浦安市猫実×丁目×番×号

氏名：浦安太郎

※法人にあつては名称及び代表者の職及び氏名

浦安市地籍調査事業に係る意向表明書 添付書類台紙

住所		氏名	
<h2>のりしろ</h2>			
<p>(1) 1点のみ、写しを作成して提出すれば足りるもの</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○日本国旅券 ○運転免許証 ○マイナンバーカード（個人番号カード） ○写真付き住民基本台帳カード ○船員手帳 ○小型船舶操縦免許証（海技免状） ○猟銃・空気銃所持許可証 ○戦傷病者手帳 ○宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証） ○電気工事士免状 ○無線従事者免許証 ○官公庁・公団・事業団・公庫などの職員の身分証明書（写真付きのもの） ○身体障害者手帳（写真貼替防止のあるもの） 			
<p>(2) この中から2点の写しを作成して提出する必要のあるもの ※（1）による提出ができない場合</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○国民健康保険証 ○共済組合員証（健康保険証） ○介護保険被保険者証 ○後期高齢者医療被保険者証 ○船員保険証 ○国民年金証書（手帳） ○厚生年金証書（手帳） ○船員年金証書（手帳） ○恩給証書 ○共済年金証書 			
<p>(3) この中からの1点と（2）の中からの1点の写しを作成して提出する必要のあるもの ※（1）又は（2）による提出ができない場合</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○学生証（写真付きのもの） ○会社の身分証明書（写真付きのもの、通行証や外務員証などは除く） ○公の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの） ○身体障害者手帳（写真貼替防止のあるもの以外のもの） ○失効旅券（本人の確認ができるもの） ○母子健康手帳（中学生以下） 			

※対象となる街区（区画）の土地所有者全員から、「浦安市地籍調査事業に係る意向表明書」が提出されることが、新たに浦安市地籍調査事業を開始するための重要な条件の1つとなります。そのため、本人が作成したことを確実に証するため、本人確認書類の添付が必要です（必須）。